

2010年8月5日

「権利制限の一般規定」に関する意見

社団法人日本新聞協会
新聞著作権小委員会

1. 一般規定導入の要否

- ・ 日本新聞協会としては、権利制限の一般規定導入に改めて反対する。
- ・ 中間まとめに対するパブリックコメントで、一般規定を導入する立法事実の有無に関する論議が足りないとの指摘が複数寄せられている。また、パブリックコメントを読むと、権利者と利用者の意見は依然、隔たりが大きい。このような状況下で、導入ありきの論議を進めることは拙速である。今後もあくまで一般規定導入の要否を含めて議論されるべきである。

2. 一般規定導入の効果・影響

- ・ 日本国内ではコンプライアンス意識が高い企業ほど抑制的に行動すると思われ、一般規定導入が「委縮効果」解消につながるかどうかには、疑問がある。あいまいな権利制限規定を導入すると、「委縮効果」は解消されず、逆に、不正な利用や侵害行為に対する抑制効果が減殺されるという皮肉な結果をもたらしかねない。「委縮効果」を減らすためならば、個別規定導入のスピードアップを図ることにより明確性を確保した方が、権利者・利用者双方にとって有益である。
- ・ 権利侵害の際に「フェアユース」を意識的に主張する「居直り侵害者」の蔓延の恐れがしばしば指摘されているが、新たに「思い込み侵害者」の問題も提起したい。これは、理解不足や誤解によって、「フェアユース」だから問題がないと思いつく侵害者のことである。新たな規定導入により、権利侵害は一段と深刻になる恐れがある。
- ・ 法定損害や懲罰的賠償などの法制度が整備されていないのに一般規定を拙速に導入すれば、侵害行為が更に拡大、蔓延する事態が憂慮される。

3. 権利制限の対象

(1) ABC類型

- ・ 中間まとめで示されたABC類型は、適用範囲や判断基準があいまいで、予見可能性、法的安定性が乏しいとの印象を受ける。7月22日の法制問題小委員会でも、A、C類型の適用範囲に関し、委員の間で見解にまだ隔たりがあり、類型的にまとまっていないのではないかという意見も出ていた。このような状況下で一般規定が導入されても、権利者・利用者の双方に混乱が生じることは必至である。
- ・ ABC類型それぞれの定義が、法制問題小委員会が昨年夏のヒアリングで収集した

100以上の具体的検討課題のどれを適法とするためなのか示されていない。

- A B Cタイプのいずれも、現行法で具体的に不都合があるならば、不都合に即した個別規定の創設・改正で対応した方が明確である。
- Aタイプの適用範囲について、7月22日の法制問題小委員会でも、「写り込み」だけなのか、形式的侵害一般を指すのか、委員間で意見が分かれていた。また、「写り込み」だけを想定するならば、個別規定を設けることで十分である。
- Cタイプの定義「知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」は不明確で、どのような利用形態がこれに当たるのか分からない。具体例も乏しく、グーグルブックサーチの事例まで該当するとの指摘があるほど、極めて広範な適用が可能なように読める。
- Cタイプについては特に、規定ぶりや解釈によって規定の射程が著しく変動する恐れがある。他の種類の著作物とは大きく異なる性質がある「プログラムの著作物」の扱いを含め、さらなる慎重な議論、検討が必要である。

(2) その他（企業内での出版物等の複製）

- パブリックコメントに「企業内の出版物複製」などを一般規定の対象とすべきであるとの意見が出されているが、現状の理解が十分でないと言わざるを得ない。新聞社・出版社など1400団体と1万2000人超の著作者から、著作物の複製利用にかかわる権利の管理を受託している主要3団体（日本複写権センター、学術著作権協会、出版者著作権管理機構）だけでも、「企業内での著作物の複製利用許諾」の年間使用料収入は2008年度で10億円を超えている。これとは別に、全国の新聞各社も個別に使用料を伴う記事の利用許諾を行っており、全国紙5紙だけでも年間許諾件数は1万5000件を超えるものと推定される。「企業内での著作物の複製配布」が一般規定の対象になれば、権利者の損失は計り知れない規模に膨らむ恐れがある。権利処理の実務が既に確立されている領域において一般規定を導入し、その実務の変更を強いることには、合理性がないと考える。

4. その他の検討課題

- 「関連条約との整合性」で、著作権法上の規定を検討する場合、規定のタイプにかかわらず、ベルヌ条約等の国際条約に定められたスリーステップテストの「特別の場合」「著作物の通常の利用を妨げない」「著作者の正当な利益を不当に害しない」という3つの判断基準を厳格に適用すべきである。
- 中間まとめでも「著作財産権の制限と著作者人格権の制限との関係に係る現行著作権法の考え方に十分留意しながら、慎重に検討する必要があると考えられる。」とされている。この問題をどのように解決するのか。経済的な権利である著作権と人格的な権

利である著作者人格権とは、大きく性格を異にするものであるので、「著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない」旨の著作権法第50条の適用を前提とすべきである。

- 7月22日の法制問題小委員会で、一部の委員から「条文的なものは出せないのか」といった指摘・質問があった。事務局は条文案を示すのは難しいとの見解だったが、日本弁護士連合会からも意見が寄せられているように、本件は規定ぶりが非常に重要である。同日の法制問題小委員会でも指摘されたように、類型的にもまとまっていないものを、そのまま条文化した場合、どのような規定ぶりになるか予測不能である。適用範囲の明確化のためには、法制問題小委員会で具体的な条文案の議論をした上で、これを公表してから、意見募集、さらにヒアリング等を行い、広く国民の意見を聞くべきだ。

以 上

著作物の複製利用許諾 主要3団体2008年度 使用料収入

日本新聞協会まとめ

著作物の複製利用許諾団体	使用料収入 (単位・円)
日本複写権センター	183,207,127
学術著作権協会(注1)	734,458,910
出版者著作権管理機構<前身のうち、日本著作 出版権管理システム分>(注2)	181,137,837
合 計	1,098,803,874

(注1)

学術著作権協会は、全体の収入(772,504,766)のうち、日本複写権センターへの委託分(38,045,856)が重複するので、差し引いた額(734,458,910)とした。

(注2)

出版者著作権管理機構(JCOPY)は2009年、日本著作出版権管理システム(JCLS)と出版者著作権協議会(出著協)が統合されて発足した。このうち、出著協の使用料収入は、すべて日本複写権センターへの委託分だったため、JCLS分だけを採用した。

以 上

JRRRC JAPAN REPROGRAPHIC RIGHTS CENTER

社団法人 日本複写権センターニュース No.17 2009年7月1日

発行所 社団法人 日本複写権センター

〒107-0061 東京都港区北青山3-3-7 第一青山ビル

☎ 03(3401)2382 ㊚ 03(3401)2386 Mail: info@jrrc.or.jp URL: http://www.jrrc.or.jp

「著作物複写利用許諾契約」の締結促進に向けて

社団法人日本複写権センターは、書籍、雑誌、新聞等の著作物の複写等に係る権利の擁護と複写利用の円滑化を目的として平成3年に設立されて以来、今日まで、複写権の集中管理事業を行ってきています。

現在の契約締結状況

その間、当センターは、企業、団体、公共機関等に働きかけることで、「著作物複写利用許諾契約（以下、同契約）」を締結される利用者が徐々に増加してきましたが、最近の知的財産立国への国としての取組み、コンプライアンス意識の高まりなどに伴い、同契約の締結者数の増加傾向はさらに高まりつつあります。

しかし、今年3月末時点において、同契約の下で、当センターの管理著作物を適法に複写利用されている契約者数は約5,730者（前年対比101.3%）で、その内訳は民間の法人や団体等が約5,460者（対象人数は約420万人）、公共機関が約270者（対象人数は約27万人）となっています。

一方、総務省統計局の統計データを見ると、平成18年度事業所・企業統計調査では、全産業の事業所数は約591万事業所、その従業者数は5,860万人超となっています。

また、平成19年度における国家・地方公務員総数は、人事院の年次報告書によると、360万人超とされています。

これらのデータと照らしてみると、同契約でカバーされている現在の契約者数と対象人数は遙かに少ないため、著作物を複写利用していながら、未だ当センターと同契約を締結されていないと思われる組織が相当数に上ると推測されます。

複写権の集中管理システムの周知向上

当センターは、当センターが管理を受託している著作物を複写利用される方に向け、i) 著作物を複写利用する場合は、著作権者の許諾が必要であること、ii) そのような許諾業務を一括して行っている機構があること、iii) 一括許諾を得るためには簡易方式による契約が締結できること、等を広報して参りました。

しかし、前述の状況を見ると、当センターの広報活動は決して十分とは言えないため、さらに積極的な広報活動を行っていくことが、当センターには課せられています。

このような活動のための広報ツールとして作成したカラーパンフレット（別掲参照）を有効活用して参ります。

管理著作物の充実

当センターの管理著作物は、81,000種類を超える出版物、約12,900人の著作者の著作物に亘るほか、特に文芸関係の作品については、およそ200,000点が管理著作物に含まれます。

しかし、日常業務の中で著作物を複写して利用される契約者の利便性を高めるためには、他の複写権管理団体との連携による国内著作物の管理拡大、また、外国の著作物の複写利用環境を整えるための海外複写権管理団体との双務協定の締結等を推進していくことが求められています。

以上のとおり、当センターが、その事業拡大とサービス向上を目指すためには、複写使用料の適正化も含めた見直し作業が必要となりますので、引き続き皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年度 事業報告

概況

社団法人日本複写権センター（以下、センターという）は、平成3年に任意団体として設立されたが、平成10年には社団法人として許可され、平成14年からは、文化庁長官の登録を受け、「著作権等管理事業者」として、著作者、出版者、新聞社等の権利者から著作物の複写利用に係る権利の管理を受託し、利用者との間で契約を締結し、管理著作物の複写利用許諾業務を行ってきている。

最近のコンプライアンス意識の高まりと共に、センターとの著作物複写利用許諾契約者数は増加しているものの、権利者ともセンターとも契約を締結せずに、結果的に著作物を無断で複写利用している企業、団体、学校、公共機関等の数は依然として相当数に上るとみられる。

このような状況の中、平成20年度は、「利用者が、より多くの著作物を複写利用できる環境を整える」、「利用者が、より簡単に著作物を複写利用できる体制を整備する」、「利用契約の締結促進と権利者の権利擁護を図る」、「新しい使用料体系を構築する」という4つの指針を打ち出して事業の遂行に臨み、定款に定める以下の事業を行った。

I 複写等の権利行使の委託を受けた著作物の複写等利用許諾契約の締結、使用料の徴収、分配に関する事業

1. 受託管理著作物の状況

平成21年3月末日現在、センターは、「学術著作権協会」から799学会（前年796学会）、65大学・研究所・企業（同64大学・研究所・企業）の定期刊行物1,783タイトル（同1,713タイトル）と単行本1,470点（同1,470点）、「出版者著作権協議会」から273出版者（同285者）の定期刊行物1,212タイトル（同1,179タイトル）と単行本76,510点（同72,893点）、「新聞著作権協議会」から69社（同66

社）の新聞92紙（同89紙）、合わせて1,206の学会、大学・研究所・企業、出版者、新聞社が発行する、3,087タイトルの定期刊行物（新聞、学会誌を含む）と77,980点の単行本の管理委託を受けている。

また、「著作者団体連合」については、合計12,881名（前年12,815名）の著作者による全著作物の管理委託を受けており、団体ごとの内訳は、日本文藝家協会2,999名（同2,919名）、日本脚本家連盟1,875名（同1,826名）、日本美術著作権連合2,310名（同2,258名）、日本写真著作権協会5,170名（同5,129名）、日本シナリオ作家協会527名（同683名）となっている。

2. 複写利用許諾契約締結の促進

一般私企業、私立大学、官公庁等へのダイレクトメール、電話、面談等を通じて契約締結促進を行った一方で、企業の統廃合等による解約もあった。

その結果、契約件数では、新規契約数148件と解約38件で昨年対比110件増の計2,532件、この中に含まれるグループ数は3,196者で34者減となったが、包括許諾契約簡易方式による利用者数は、併せて5,728者で昨年対比では101.3%となった。

3. 複写使用料の徴収

平成20年度における複写使用料徴収額は183,207,127円で、当初予算168,000,000円に対して109.1%、修正予算180,000,000円に対して101.8%、前年実績178,192,665円に対して102.8%となった。

4. 複写使用料の分配

平成19年度中に包括許諾契約者、財団法人大宅社一文庫、独立行政法人科学技術振興機構、その他個別許諾利用者等から収受した複写使用料、総額178,192,665円から業務手数料を控除した138,478,285円の分配を平成20年度末に行った。

各権利者団体への分配額の計算をするため、包括許諾分は平成19年度までに行った実態調査データ、大宅社一文庫は平成20年度実態調査データ、その他は平成19年度入金対象期間の実績データを基礎資料として使用した。

各複写権委託団体への分配額は以下のとおりである。

使命・役割

Mission / Role

一般社団法人学術著作権協会(学著協)は、学術研究又はその発展を目的とする出版者を含む会員団体等の著作権を擁護するとともに、学術著作物の利用を円滑にし、会員・利用者に通ずる利益を図ることを目的に設立された団体です。事業活動は、

1. 主として学術著作物の複製等の著作物の利用に関する許諾及び管理の受託・代行の業務。
2. 主として学術著作物の著作権にかかる複製使用料の徴収代行及びその権利者への分配の業務とこれに附帯する一切の業務。

です。

この目的達成のために、学著協は、学術著作物の著作権の集中管理の方策、著作権に関する知識普及の方策等の調査・研究・啓蒙活動を行っております。

学著協は、更に、我が国における学術研究の現状とその成果等、学術関連情報の海外紹介事業を展開致しております。また、1989年より海外学術著作物等の我が国における複製権集中処理事業をも実施いたしております。

学著協の2006年度における著作権受託著作物タイトルは、日本および海外受託団体のものを併せて70万を超えております。

これらの著作権受託著作物出版者、タイトルについては、学著協ホームページへの訪問者は、常にこれを見ることができます。

更に、日本での利用者は、学著協ホームページから得た手順に従い許諾手続きを行うことによって、迅速、かつ合法的に職業上必要とする最新の論文・文献等を自己のものとして著作権処理を行うことができます。

学著協が権利受託している著作物の一部については、電子化し、PDFとして自己のコンピュータに保管することも可能です。どの著作物が可能なかは、学著協ホームページ上で常にこれを見ることができます。

学著協の2006年度における許諾契約者は、日本企業に限っても各産業分野に影響のある企業を中心に3,000社を上回っております。

海外に関しては、1999年米国 Copyright Clearance Center, Inc. (CCC)と双務協定を締結いたしました。米国の利用者は、学著協が著作権を受託している我が国著作物複製許諾手続きをCCCを通じて行う事が可能となっております。

学術著作権協会2008年度収支決算書

自2008年4月1日 至2009年3月31日
権利受託会計(単位 円)

費目	収入	権利者分配 (支出)*	学著協控除経費	備考 控除経費比率
学著協扱い国内権利者著作物複写使用料(個別分)	28,550,961	24,182,664	4,368,297	15.3%
(社)日本複写権センター委託学著協管理著作物複写使用料(包括)	38,045,856	32,224,840	5,821,016	15.3%
海外RRO再委託学著協管理著作物複写使用料	5,667,695	4,800,538	867,157	15.3%
学著協扱い海外RRO著作物複写使用料	700,240,254	593,103,495	107,136,759	15.3%
合計	772,504,766	654,311,537	118,193,229	15.3%

* 分配対象権利者はホームページ掲載権利者の通り

損 益 計 算 書

自 平成 20年 4月 1日
至 平成 21年 3月31日

(単位：円)

I 売	上	高							
		受取複写利用料		181,137,837				181,137,837	
II 売	上	原 価							
		支払複写利用料		146,634,944				146,634,944	
		売 上 総 利 益						34,502,893	
III	販売費及び一般管理費								
		給 料 手 当		22,300,116					
		法 定 福 利 費		2,369,956					
		福 利 厚 生 費		100,000					
		旅 費 交 通 費		3,162,158					
		通 信 費		674,415					
		水 道 光 熱 費		261,778					
		租 税 公 課		12,706					
		事 務 費		712,264					
		賃 借 料		3,870,000					
		保 險 料		13,000					
		送 金 手 数 料		275,630					
		減 価 償 却 費		932,724					
		会 議 費		408,646					
		図 書 資 料 費		94,585					
		諸 会 費		138,574					
		リ 一 入 料		150,000					
		顧 問 料		2,380,000					
		業 務 委 託 費		2,262,000					
		雑 費		138,037				40,256,589	
		営 業 損 失						5,753,696	
IV	営業外収益								
		受 取 利 息		156,126					
		雑 収 入		1,423				157,549	
V	営業外費用								
		支 払 利 息		464,633				464,633	
		経 常 損 失						6,060,780	
VI	特別利益								
		過 年 度 損 益 修 正 益		68,532					
		利 用 料 預 り 基 金 戻 入 益		22,197,831					
		法 人 税 繰 戻 還 付 額		10,080,336				32,346,699	
VII	特別損失								

過年度支払複写利用料	<u>22,197,831</u>	<u>22,197,831</u>
税引前当期純利益		4,088,088
法人税、住民税及び事業税		<u>766,500</u>
当期純利益		<u><u>3,321,588</u></u>